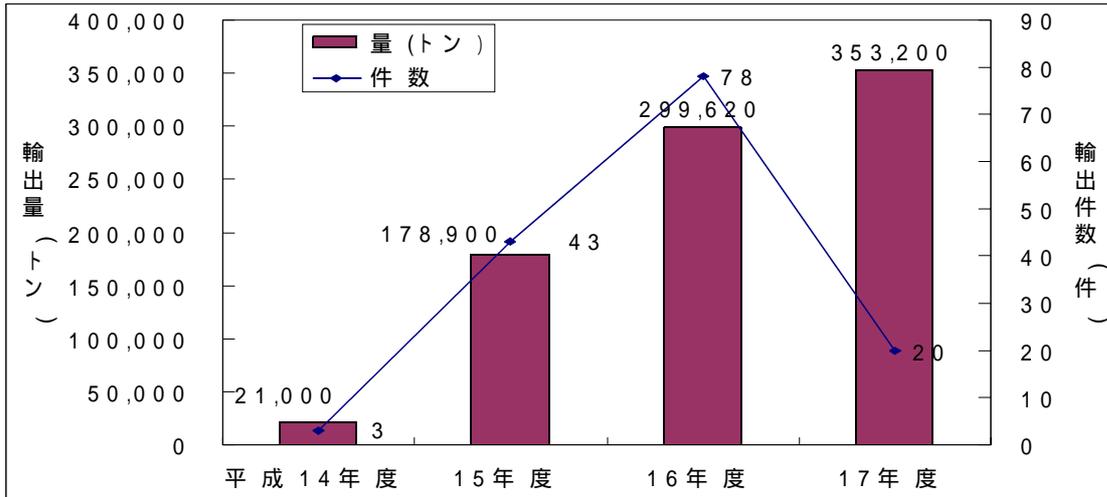


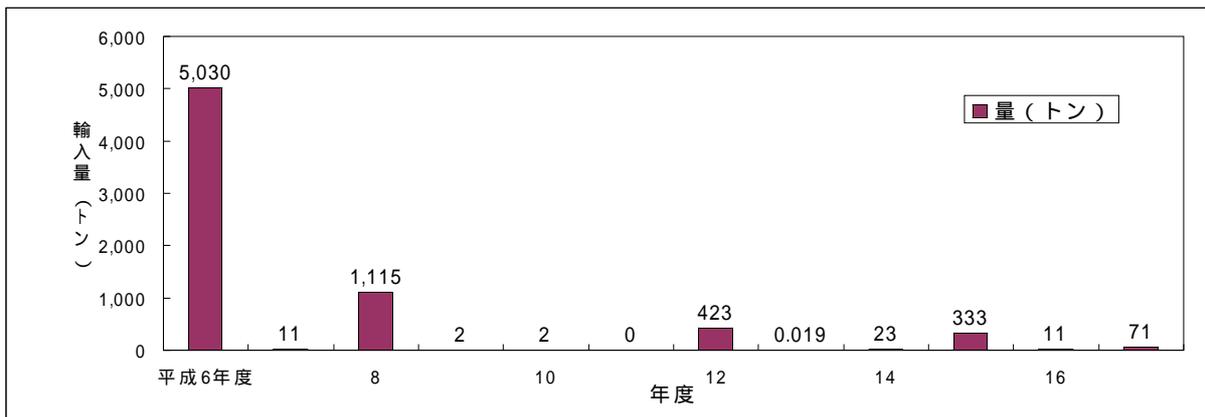
【図22 廃棄物処理法に基づく輸出実績】



平成17年度実績については、平成17年10月5日現在  
平成17年度から一年間の包括申請が認められたため件数が減少している。

(出典：環境省資料)

【図23 廃棄物処理法に基づく輸入実績】



年度	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
輸入件数	2	1	3	3	1	0	3	1	2	4	1	3

平成17年度実績については、平成17年9月20日現在

(出典：環境省資料)

## (2) 国際的な循環資源の適正な利用・処分に向けた我が国の課題

このように、循環資源をめぐる情勢は、近年大きく変化している。特に、有害廃棄物の国際的な移動の増加は、環境汚染を国際的に発生・拡大させていく危険性も高い。循環資源の国際移動の増加量の急激さや諸外国国内での廃棄物等の発生量の増加等と相まって、我が国を含む東アジア地域を飲み込みかねない大きなうねりを形成している。こうした大きなうねりへ早急に対応していくためには、以下に掲げる主要な課題に対応していくことが重要である。

### 有害廃棄物等の適正処理の確保

途上国等では、様々な廃棄物等の発生量が増加する一方で、人口の急激な増

加や貧富の格差の増大等が進み、財政、組織の両面で適正処理のための体制が十分に追いつかない場合があり、実質的にインフォーマル・セクターがリサイクル等の相当部分を担っている。

特に、都市への人口の集中による都市ごみの急激な増加や、医療施設からの感染性廃棄物の排出等は、衛生状態が必ずしも良好とはいえない環境の中で、深刻な問題を発生させる。

また、電気電子機器から生じる E - w a s t e<sup>\*19</sup> 等の有害物質を含む廃棄物等の国際的な移動が増加する一方で、製品製造技術の高度化等による処理の困難さ等を背景に、十分な処理技術を有しない途上国の一定地域にこうした廃棄物等が集中し、環境上の問題を惹起している例が指摘されている。<sup>\*20</sup>

【図24 A国における最終処分場の状況】



【図25 A国B市郊外のバッテリー処理場】



こうした問題が生じる背景としては、

- ・ 適正処理に向けた制度・施設の未整備（処理のための技術不足も含む）
  - ・（制度等が整備されていても）その適正な運用能力（キャパシティ）不足
  - ・ インフォーマル・セクターを通じてリサイクル等を実施する社会構造の定着
  - ・ 経済的メリットを活用した国際的なリサイクル・ニーズの高まり
  - ・ 途上国等のリサイクル業者の適正処理に対する認識の低さ
  - ・ 中古製品等としての偽装による不法な越境移動の増加
  - ・ 各国の国内法制の相違や各国の判断基準の不明確さ
- 等が考えられる。

\*19 「E-waste」とは、テレビ、コンピューター、エアコン、冷蔵庫、携帯電話等の電気電子機器から生じる廃棄物で、これらの製品には、鉛、カドミウム、水銀等の有害物質が含まれていることから、その適正処理が重要となっている。

\*20 特に、中国広東省グイコ等に E - w a s t e が集中していること等が指摘されており、グリーンピース2002年調査では、ここで年間約100万トンが処理されている見込みとの報告もある。

廃電気電子製品（E-waste）による海外での環境被害の例

中国広東省グイユでは、グリーンピースの平成14年調査によれば、約100万トン（世界のE-wasteの数パーセント）のE-wasteを処理しているとされている。しかし、E-wasteの処理については、中古製品と偽って輸出され、輸出先で不適正なリサイクルにより環境や健康に悪影響を引き起こしているという指摘がある。

また、ナイジェリアのラゴスには毎月約40万台のコンピュータやモニターなど再利用目的で主に欧州や米国から運ばれてきており、その量は増加傾向にあるといわれる。だが、これらの機器のうち最大で約75%は修理しても再利用が不可能な「ごみ」で、道路脇や湿地などに大量に放置されたり、住宅地の近くで焼却されたりしているといった報道もなされている。

このように途上国の特定地域にE-wasteが集積し、不適正な処理が行われていることが報告されている。

### 情勢の変化に対応した循環資源の国際的な移動に係る規制の合理化

循環資源の国際的な移動に対する規制については、制度制定から相当期間が経過している。<sup>\*21</sup> こうした中で、途上国において環境上適正な処理が困難な有害物質を含む循環資源について、我が国では高度な技術による処理、資源回収が可能となる場合があり、我が国への受入により国際的な3Rの推進、環境負荷の低減に資するとともに、稀少資源の確保等への貢献の可能性が指摘されている。一方、テレビのブラウン管ガラスカレットのように、生産拠点の海外への移転が進み、海外での生産基盤において生産過程に戻すことが循環資源の適正な使用に資するといった場合が指摘されている。<sup>\*22</sup>

### 規制の対象外である循環資源の国外流出の増加

有価で無害な循環資源については、その国際移動について、我が国では特段の貿易規制を設けていない。全体像が統計的に十分把握されていないが、例えば、我が国から中国へのプラスチックくずの輸出量は、平成10年から平成16年まで6倍以上の水準まで急増している。<sup>\*23</sup>

その結果、相手国の国内法に違反するケースが生じたり、これまで我が国が充実・強化してきた国内の廃棄物・リサイクルシステムの維持・強化に支障を生じさせる可能性がある。

\*21 我が国では、バーゼル法が平成4年に制定され、平成5年にバーゼル条約を批准した。また、バーゼル法の制定と同時に廃棄物処理法を改正し、廃棄物の輸出入において環境大臣の確認・許可を必要とする等の規制を行った。

\*22 参考資料10を参照。（第3回専門委員会資料P22）

\*23 貿易統計より算出。詳細は平成17年版循環白書P53-54を参照。

## 中古製品等、循環資源に関連した物品の貿易上の課題

家庭用電気電子製品や自動車等について、我が国で不要となった中古製品が諸外国で活用される事例が指摘される一方、こうした製品は、短期間で廃棄物となることから、潜在的には廃棄物の越境移動と同視しうる要素を持っていること、途上国での産業発展を阻害しかねないといった問題点も指摘されている。また、中古製品と称して、バーゼル法の規制対象となる循環資源の偽装貿易が行われるといった不法行為も生じている。

このため、途上国の中には、環境保全と産業振興の観点から、中古製品の輸入制限を行っている例が多く存在している。<sup>\*24</sup>

また、最近の技術発展等を背景に、循環資源を活用して、通常製品と同様の安全性・耐久性を備えた製品（再製造物品）の製造が可能になってきているとの指摘がある。<sup>\*25</sup> こうした物品については、通常の製品と同様の耐久性を有していることから、WTO交渉等の場を通じ、貿易政策上、一般の中古製品とは異なる取扱いを検討すべきとの議論がある。

---

\*24 例えば、中国では、中古家電製品は原則として輸入禁止としている。その他、東アジア諸国の取組の詳細については、参考資料12を参照。

\*25 例えば、平成17年4月の「3Rイニシアティブ閣僚会合」において、米国がこうした主張を行っている。

### 3. 国際的な循環型社会の形成に向けた基本的な考え方

循環資源をめぐる動向を踏まえれば、我が国を含め東アジア諸国それぞれにおいて国内処理能力の向上を図るとともに、個別には対応しきれない課題に地域内で一体となった取組を進めていくことが必要である。

このため、我が国としては、これまでの廃棄物・リサイクル対策の経験と循環資源に対する国内・国際の制度・原則等を踏まえ、国際的に循環型社会の形成を進めていくための考え方を提示・発信し、各国との意見交換を経て、各国の特殊性を反映しつつ、共通した考え方の構築を目指す必要がある。

その際、

経済的成長に伴う循環資源の増大や循環資源の国際的な移動により、不十分な管理等を通じて環境への悪影響が生じることや、技術や人材の制約から有用な資源が低位利用に止まるといった問題に対して、“地球益”すなわち地球全体の環境保全の観点から対応を図っていくこと、

有用な資源の国外流出により、国内のリサイクル産業が衰退し、廃棄物・リサイクルシステムの維持が行えなくなることや、安易な輸出による以前の「臭いものにふた」的な発想が再燃するおそれ、さらには、海外での循環資源の受入停止等の不測の事態が生じた際に対応できなくなるといった点について我が国の国益の観点から問題意識を持って対応していくことが重要である。

こうした点を踏まえ、地球全体の環境保全という“地球益”と我が国の国益の両立を図りながら、循環資源を可能な限り効果的・効率的に循環のサイクルに乗せていくという大きな目的に向けて取組を推進していくことが重要である。

#### (1) 国際的に循環型社会の形成を進めるに当たっての基本認識

循環資源は、有害物質を含むものも多いほか、廃棄物等、適正に処理を行う経済的なインセンティブがないものも多いため、有害物質による環境汚染に加え、廃棄物の散乱や野積みによる景観上の問題等、生活環境上の支障も含めた広い意味での環境負荷を生じさせる側面を有している（環境負荷性）。また、リサイクル等を通じて適正に利用されれば、化石資源等の資源の枯渇を防止し、有限な資源の有効利用の推進にも資する側面を有している（有用資源性）。

こうした側面を踏まえつつ、循環型社会の形成により、循環資源の循環的な利用・処分を確保していくことは、「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境

への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築」<sup>\*26</sup> するという環境政策上の目的の達成のために重要な要素であり、実際の取組に適切な形で反映されていかなければならない。

なお、循環資源の適正な利用・処分に関し、平成16年10月に産業構造審議会環境部会において、「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて」として、国際資源循環問題について、報告書がとりまとめられている。

その中で、国際的な資源循環の問題について、「廃棄物等に係る不適正処理を如何にして根絶するか、という課題（汚染性の問題）」と、「資源有効利用を如何にして促進するか、という課題（資源性の問題）」との両立を図っていくことが重要であるとし、その両者の関係については、環境汚染の防止は資源有効利用の前提である、という確固たる方針で臨む必要があるとしている。<sup>\*27</sup> また、そのための視点や基本的な方向性を整理し、「持続可能なアジア循環型経済社会圏」の構築を目指していくこととしている。

こうした検討成果も参考にしながら、我が国の経験を踏まえ、循環資源の国際的な移動に対する原則や、国際的循環型社会形成の具体的取組を進めていくための基本方針を整理し、考え方を国際的に提示していく。

## （２）循環資源の国際的な移動に関する原則

廃棄物等の環境負荷を有する循環資源の国際的な移動は、それ自体が不慮の事故等による環境汚染の危険性を有しているとともに、環境法コンプライアンスや処理技術が不十分な途上国等への有害廃棄物の流入は、不適正な処理を通じて、環境や健康に深刻な悪影響を及ぼす。また、環境保全に十分な配慮がなされずに、一度こうしたマーケットが形成されると、その適正化は非常に困難である。さらに、各国の国内法における処理責任の内容には相違があると<sup>\*28</sup>、緩やかな責任を定めた国へ循環資源が集中し、厳格な処理責任を定めた国の国内法制が空洞化するおそれや、国内における廃棄物の発生抑制等の取組の意識が低下するおそれもある。

---

\*26 環境基本法第4条参照。

\*27 詳細は、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源環境ワーキング・グループ報告書「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて」（平成16年10月）「2．対応に向けた基本的な方向性と視点」を参照。

\*28 例えば、我が国では、他国と比較し、厳格な排出事業者責任を規定している。

## 国内能力向上の優先

取組の前提となる環境汚染の防止を実現していくためには、まずは、アスベスト、PCBを始めとした生命・身体に重大な悪影響を与える有害物質の原則的な使用禁止を進めていくことが重要となる。また、循環資源となった場合についても、そのうち廃棄物等については、我が国の現行制度における発生抑制の原則や国内処理の原則が引き続き妥当し、各国内において、再生利用を含め、その適正処理能力の向上等<sup>\*29</sup>を図っていくことが基本であり、その他の施策に優先して取り組むべき喫緊の課題である。

## 環境負荷低減の要件

その上で、循環資源の国際的な移動には、環境保全の観点から、発生国では実施不可能な利用・処分を通じた循環資源の適正処理や資源の有効活用の促進が図られる場合がありうる。

このため、循環資源の国際移動に際しては、有害性などそれぞれの循環資源の特性を踏まえて、移動先で環境負荷を発生させるリスク（環境負荷リスク）<sup>\*30</sup>を的確に評価できる体制・情報を整備するとともに、こうしたリスクを循環資源の発生国と移動先国とで比較し、そのリスクが高まるおそれの高い移動は認めないこととすべきである。

その際、こうした要件を満たす場合においても、経済的・政治的に十分な力を持たない特定の途上国や地域に有害廃棄物が集中するような状況を防止していくことや、近接性の原則等を踏まえ、可能な限り近接した地域内の移動を図っていくことが望ましいと考えられる。

こうした考え方は、基本的に、現行のバーゼル条約や廃棄物処理法等の枠組みにおいて既に取り入れられているものと考えられるが、途上国等を始め、こうした環境負荷の把握を完全に行うことは困難であることを踏まえ、環境負荷の程度や、資源としての価値といった性質に即して、一層の枠組みの充実と運用の徹底を図るべきである。また、短期間で廃棄物となる中古製品等については、循環資源に準じた取扱いを検討すること等も重要である。

---

\*29 ここでいう「処理」には、廃棄物処理法と同様、分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を幅広く含むものとしている。

\*30 こうしたリスクの評価に当たっては、移動距離、輸送方法等による移動リスクと、移動先国における、廃棄物処理・リサイクルの技術・能力、最終処分場の確保度合い、廃棄物処理等に係る法制度等の整備状況や当局によるその運用能力等を具体的な事案に即して総合的に判断すべきであると考えられる。

## 資源有効利用の要件

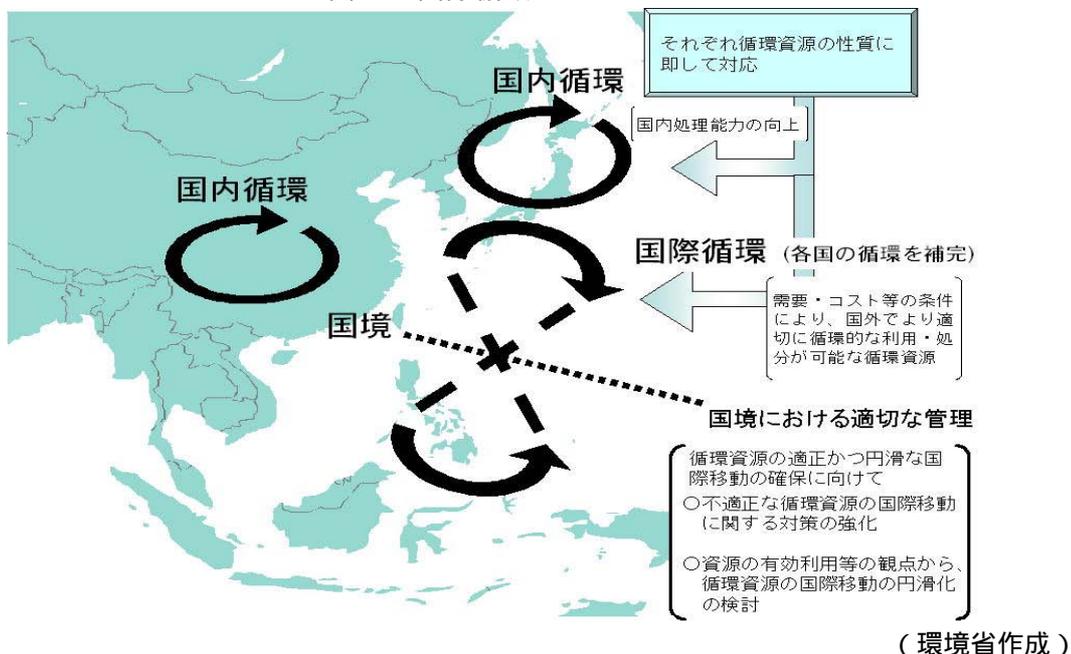
上記の環境負荷低減の要件を満たし、環境汚染の防止が十分に確保される場合には、循環資源の越境移動を経て資源としての有効利用が進められることが積極的に評価されうる。

特に、先進国では、優れた技術を活用して、他国ではリサイクルできない循環資源の有効活用が可能な場合がある。一方、途上国では、労働集約的なリサイクルについては、低コストでリサイクルできる場合がある。さらに、生産構造の変化により、循環資源の発生国ではリサイクルできない物品が、生産拠点のある海外でリサイクルされる場合も生じている。

その際、環境負荷低減の要件を満たす移動先国が複数存在する場合には、可能な限り循環資源の有効利用が促進されるような方策がとられるよう、より望ましい形での循環資源の国際的な移動を進めていくことが重要である。

以上を踏まえ、循環資源の国際的な移動についての考え方を図示すると、以下のとおりとなる。

【図26 国際循環のイメージ】



### (3) 国際的な循環型社会形成の取組に当たっての基本方針

最近の経済のグローバル化や貿易政策の動向から貿易自由化の流れが急激に強まっており、こうした動向に対応しながら、上記の原則に沿った適切な循環資源の国際的な移動を確保していくためには、環境保全の観点から、国際ルールを踏まえながら、適切に管理していくことが不可欠である。

このため、取組を進めていく上での基本的な視点としては、

まず、東アジア地域において、現在不足している循環資源の適正な利用・処分能力を向上させ、同地域全体における環境保全・資源活用のキャパシティを向上させていくことが重要である。

これと合わせて、循環資源の適切な越境移動を管理するためのシステムを充実させていくべきである。特に、循環資源の不法な輸出入の防止等を図っていくことが不可欠となる。

さらに、上記の2点の取組により環境保全が確実に行われ、国外でより環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、循環資源の国際的な移動を円滑化していくことも重要である。

こうした基本的な原則の下で、国内外の取組を進めていくための方針としては、以下の事項が考えられる。

各国内の取組の充実・強化等を通じたアジア全体での環境負荷の低減

各国で循環型社会を形成していくためには、制度の構築、人材の育成、技術の発展といった中核的な要素を、それぞれの国の状況に合わせて効果的・効率的に進めていくことが重要である。また、国際的な移動が行われる場合にも、近接したアジア地域内での対応を図っていくことが望ましい。

一方で、こうした取組が進展し、各国内での廃棄物・リサイクルシステムが充実・強化された場合においても、技術的な問題から、有害物質を含む処理困難な循環資源について、適正なリサイクルや最終処分ができない場合が考えられる。このような循環資源を高度なリサイクル・処理技術を有する国が引き受けていくことにより、アジア全体での環境負荷低減に資する形での循環資源の国際的移動を円滑化していくことも考えられる。

適切な役割分担を踏まえた様々な関係主体の積極的参画の促進

循環型社会の形成は、政府の取組のみで実現されるものではなく、我が国のダイオキシン対策等に見られるように、事業者(企業)、国民、NPO・NGO、地方公共団体等の関係主体が積極的に参画し、それぞれが適切な役割分担に基づき、協働して取組を推進していくことが重要である。<sup>\*31</sup>

例えば、事業者は、これまでもその技術力、経済力等を活かし、電機電子

---

\*31 このため、我が国では、循環型社会形成推進基本法において、関係主体による適切な役割分担の必要(第4条)や、国、地方公共団体、事業者、国民の責務について規定している(第9~12条)ほか、同法に基づいて策定されている循環型社会形成推進基本計画において、各主体の果たすべき役割を具体的に整理している(第5章)。